

HAL だより

Vol.36 2014 Autumn

秋

HAL
だより

Vol.36 2014 Autumn

発行日 2014年10月20日発行(通巻36号) 発行 一般財団法人 北海道農業企業化研究所

〒061-1405 北海道札幌市戸塚193番地6 TEL 0123-35-2110 FAX 0123-35-2120

寄稿
農地中間管理事業 堀越 孝良

流通開発部レポート
HAL認証農産物による加工品開発の取り組み

HAL BUSINESS REPORT
HAL認証農産物産地間交流会の開催

The Fellowship
農業経営モデル紹介
森浦農場・株式会社アグリD・S森浦 代表取締役 森浦 政明氏



平成26年9月6日、イオン北海道イオンチアーズクラブが開催した石狩エコ農業体験プロジェクトに協力いたしました。
エコ農業体験プロジェクトは、イオングループが主催している環境学習活動『エコクラブ』イオンチアーズクラブ』の活動の一環として行われているものです。地域の子どもたちに、農業体験を通して農場か



ニンジン畑で子供たちが農業体験 イオン北海道株式会社主催 「石狩エコ農業体験プロジェクト」に HAL財団が協力



ら食卓に届くまでの流れを理解し、食に対する感謝と命の尊さを学んでもらうことを目的として開催されています。HAL財団は、昨年の倶知安町と芽室町での開催に引き続きの協力となりました。
今回のプロジェクトでは、イオン小樽店および余市店のチアーズクラブメンバーの親子が参加。イオン北海道の関係者を含め、32名が集まりました。参加者は、まずイオン小樽店の農産物売り場を見学。青果担当者からの説明を聞きつつ、店頭にどのような形で野菜が並ぶのかを確認しました。その後は、バスに乗って石狩市に向けて移動。車内では、野菜にまつわる言い伝えや効能といったヒントから、その野菜の名前をあてるクイズを楽しみながらの勉強会を行いました。

バスが到着したのは、HAL認証協議会メンバーである、株式会社リーフファームのニンジン畑。まずはリーフファームの藤山取締役から、農場とニンジン栽培についての説明があり、参加者はノートにメモを取りながら、真剣に耳を傾けていきました。その後は、いよいよ農業体験。最初に挑戦してもらったのは、草取りです。雑草の種類や抜き方について説明を受けた後、子どもたちは広い畑に散らばり、我先にと雑草取り競争を開始。両手に抜き取った雑草を抱えての大活躍でした。続いては、ニンジンの収穫体験。前日、適度に雨が降ったおかげで土がやわらかく、子ども達は大ぶりのニンジンを楽し々と引き抜いては、「おっかしい!」「おいしそう!」と歓声を上げていました。忙しい収穫期に行われる農業体験は、生産者にとっては負担ともなりますが、子どもたちとの体験を通して得られる気付きには大きなものがあります。今回の体験プロジェクトでは生のニンジンの試食も行われましたが、「何もつけない方がおいしい」と競って食べる子どもたちの姿は、食産業の根本を担うことの喜びと、生産者と消費者の直接の結びつきの大切さを改めて気付かせてくれました。HAL財団は、これからも産地と食卓を守っていくために、流通事業者様の協力も得ながら努力していきたいと考えています。

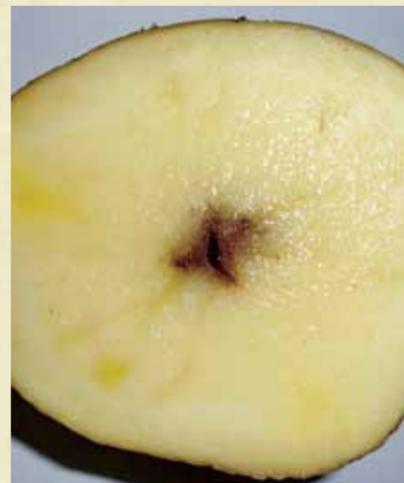
野菜のカルテ ～病害虫と生理障害～

ジャガイモ編 内部障害

ジャガイモの内部障害は、普通外観からの判断は困難なことから、クレームの大きな原因となります。生産現場では、温度管理や適切な施肥による対策を行っている他、選果時に非破壊検査器を使って障害を発生している物を取り除くことで対策を行っています。

イモに空洞ができる「中心空洞」は、塊茎の急激な肥大によって塊茎中心部への養分供給が不十分になったときや、地温が高すぎるときなどに発生します。発生には品種間に差があり、「男爵」などで多く、「メークイン」や「キタアカリ」には少ない傾向にあります。

「黒色心腐」は、イモの中心部に黒っぽい塊ができる生理障害です。栽培時や貯蔵期間中、高温状態にさらされて呼吸作用が乱され、酸欠状態となることで発生します。低温状態であっても通気が不足すると発生することがあるため、休眠状態が破れる春先にも発生しやすくなります。



品種「とうや」での黒色心腐の例



Contribution by Takayoshi Horikoshi

農地中間管理事業

その内容と予算

堀越 孝良



はじめに

農地中間管理事業は、2013年の年末に成立した農地中間管理事業の推進に関する法律(中間管理推進法)によって、今年の2月から開始された事業です。要約して言えば、都道府県の公社(農地中間管理機構Ⅱ(中間管理機構))が所有者から農地を借りて農地中間管理権(中間管理権)を取得し、必要があれば利用条件の改善を行い、それを担い手に貸し付ける事業です。

農地中間管理事業(中間管理事業)は、農地に関する権利を認定農業者などの担い手に集めようとする流動化政策の一つですが、新しい政策です。新しさの故に、大変わかりにくいところがあります。また、従来の流動化政策に比べて多額の国の予算が用意されています。そこで、本稿では、それらをできるだけわかりやすく解説したいと考えます。



中間管理事業の概要

中間管理推進法の目的

中間管理事業は、中間管理推進法に基づいて中間管理機構が行う事業です。中間管理推進法の直接的な目的は次の三つです。

- ① 農業経営の規模の拡大
- ② 農地の集団化^{※1}
- ③ 新たに農業経営を営もうとする者の参入(新規参入)の促進等

この目的を達成することにより、農用地の利用の効率化および高度化の促進を図ることとし

が増えるような状況があるからです。

農地中間管理機構

中間管理機構は、ほとんどがこれまで農地保有合理化法人であった都道府県の農業公社^{※4}です。農地保有合理化法人とは、知事が農地保有合理化事業規程を承認した法人をいいます。他方、中間管理機構は、知事が指定した法人をいいます。この点にも、農地流動化について、都道府県によるコントロールを行おうという姿勢がみられます。中間管理機構に関しては、次の事項について、知事の認可が必要だとし、農地保有合理化法人よりも都道府県の関与を大幅に強化しています^{※5}。

- ・ 役員の選任および解任
- ・ 農地中間管理事業規程の作成・変更
- ・ 事業年度、この事業計画および収支予算
- ・ 農用地利用配分計画の作成

中間管理機構は中間管理事業のほか、特例^{※6}として従前の農地保有合理化事業で実施していた農地の売買事業を行うことができます。周知のとおり、従前の農地保有合理化事業は、所有権の移転による農地流動化がメインの事業です。なお、8月20日現在で、東京都を除く46道府県で中間管理機構が指定されています。

農地中間管理権

中間管理事業は、中間管理機構が農地を借り受けることから始まります。この貸借^{※7}による権利を農地中間管理権と名付けています。通常の賃貸借ですと、例えば所有者AがBに農地を賃貸し、BがCに適法に(Aの承諾を得て)転賃した場合は、CはAに賃貸料を支払う義務が生

じています。

中間管理事業の内容

繰り返しになりますが、中間管理事業は、この後説明する中間管理機構が、農用地を借り受け^{※2}、必要があれば利用条件の改善を行い、その農用地または施設を貸し付ける事業です。

農用地の貸借等権利移動を行うには、原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。例外として、市町村が作成した農用地利用集積計画によって行う場合などには、許可の手続きが不要となっています。

中間管理事業の場合は、中間管理機構が借り受ける場合と、貸し付ける場合で異なります。借ります^{※8}。しかし、中間管理推進法では中間管理機構は所有者の承諾なしに転賃ができるようにし、受け手の負担する賃借料は中間管理機構に支払うようにしています。すなわち、中間管理機構は、出し手と中間管理機構の間の債権ではなく、農地に対する権利(使用収益し、あるいは貸し付ける権利)として理解されているのです。言い換えれば、農地の受け手は、中間管理機構の持っている中間管理権を借りている状態なのです。

もともと、中間管理機構が所有者から農地を賃借した中間管理権は、農用地利用集積計画によって設定する場合があります。その場合、その賃借権は賃貸借期間の終了とともに消滅します。したがって、受け手との賃貸借契約の期間は、中間管理権の期間の範囲内とする必要があります。仮に中間管理権の期間を超えて受け手への賃貸期間を設定したとしても、中間管理権の消滅と同時に消滅するということになります。なお、農地の賃貸借は、50年までの期間を定めることができます。農林水産省では、中間管理権を極力10年以上とするよう指導しています。更新もできます。さらに、賃貸借料が経済変動により、または近傍のそれに比較して不相当となったときは、増減の請求ができます^{※9}。

また、出し手や受け手という用語からすると、出し手と受け手は別人を想像しがちです。しかし、農地の集団化という目的からすると、出し手が同時に受け手であるという場合が多くなるのは当然です。

中間管理権の取得

中間管理権の取得に関しては、農林水産省が作成した参考モデル例^{※10}(事業規程モデル例)に、取得する農地の基準が設けられています。具体的には、農地として利用することが困難な農地、また、農地として貸し付ける可能性が著しく低い場合には、

り受ける場合は、農用地利用集積計画に載せるか、農業委員会に届け出て行う必要があります。貸し付ける場合は、利用配分計画に載せて行うこととなり、許可や届出は不要となります^{※11}。

中間管理事業の特徴

中間管理事業は、従来の農地流動化に比べて次のような点が特徴的です。

- ① 都道府県単位の法人である中間管理機構が行う事業であること。従来は、賃貸借による農地流動化の中心は、市町村や農協でした。
- ② 必ず中間管理機構が借り受けて、受け手に賃貸すること。従来は、仲介が中心でした。
- ③ 必要な場合は、中間管理機構が条件整備を行うこと。従来は、条件整備はほとんど所有者が行っていました。
- ④ 受け手を採すのに、必ず公募を行うこと。従来は、農地の出し手からの申し出を受けて受け手を採していました。

概して言えば中間管理事業は、中間管理機構を通じて農地の供給と需要を結びつけるというだけでなく、コントロールしようとする仕組みになっているといえるでしょう。

こうした手法をとる理由は、農業経営の採算性が悪化し、農業従事者が減少し、耕作放棄地が増えること、また、取得の方法としては、所有者からの申し出があった場合と、中間管理機構からの申し出に基づく場合とがあります。農地台帳が整備され、電子地図も整備されていきますので、農業委員会とも連携しながら、それらを積極的に活用して、地域で話し合いを進めていく必要があります。

さらに農林水産省は、農地プランの作成・見直しの状況等を把握し、中間管理機構を活用した農地流動化の機運の醸成に努めること、滞留期間を極力短くすることなどを指導しています。なお、滞留期間を短くすることは、中間管理機構の経営上は得策でしょうが、その本来の使命には逆行することにもなりかねません。心すべだと考えます。

受け手への貸し付け

中間管理事業で最も特徴的で、議論を呼んでいる手法が、受け手の募集です。中間管理機構は、毎年一回以上定期的に、原則として、募集開始の日から30日以上の期間を定めて、農地の借り受けを希望する者を募集することになっています。

募集は、市町村の区域または市町村内の町もしくは字その他の区域ごとに行うことになっています。

貸付先の決定ルール

事業規程モデル例では、貸付先の決定ルールの原則を、次のように定めています。

- ① 農用地等の借り受けを希望している者の規模拡大または経営耕地の分散圏への貸付すること
- ② 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること
- ③ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業

※4.名称は、センター、機構、財団、基金等様々である。
※5.筆者は、中間管理機構の組織や業務の規制を強化することは、農地流動化の阻害要因になると考える。
※6.農業経営基盤強化促進法第7条参照

※1.農業経営ごとの団地化を意味する。通達などでは集約化と使っている。
※2.農協の行う農地についての貸付信託の引き受けおよび農地法第43条の利用権の取得を含む。
※3.利用配分計画による場合は、農用地利用集積計画による場合とともに、農地賃貸借の法定更新の規定(農地法第17条)が適用されない。

経営を目標しているようにすること

④地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること
また、いくつかの場合分けを行い、優先的に協議し、決定することとしています。

最も優先されるのは、地域内で利用権の交換を行う場合や、集落営農の構成員がその農地を集落営農に利用させる場合です。

また、同様に、中間管理権が設定された農地の隣接農地を耕作する者が借受け希望者である場合も、その隣接希望者が優先されます。この場合、隣接希望者が複数のときは、その地域の人・農地プランの内容も考慮しながら、その者の希望条件との適合性および地域農業の発展への寄与度で順位付けをすることとしています。

新規参入者については、優先協議の対象に入っていないので、既存の担い手に対しては、劣後することになります。もともと、担い手がない地域では新規参入者も歓迎されることになりません。また、新規参入希望者に貸し付けようとする場合には、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指しているように配慮するものとされています。なお、必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置することとしています。

議論になるのは、決定ルールの原則どうしや、優先協議の場合がぶつかり合ったときにどうするかです。中間管理機構や市町村段階の関係者が待ちの姿勢でいたら、おそらくうまくいかないでしょう。人・農地プランの作成、あるいはその前段階での話し合いが重要だということになります。

農地中間管理機構関連予算

以上述べたように、農業経営の規模拡大、農地

度概算要求は287億円となっています。

農地の出し手に対する支援は、地域に対する支援(地域集積協力金)と個々の出し手に対する支援の二つに大別されます。個々の出し手に対する協力金は、次の二つに分かれます。いずれも、中間管理機構に農地を10年以上貸し付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられた場合に交付されます。機構が借りただけでは、交付の対象にはなりません。

- ・経営転換したりリタイアする場合の支援(経営転換協力金)
- ・農地の集積・集約化に協力する場合の支援(耕作者集積協力金)

経営転換協力金は、2012年度から開始されてきました。耕作者集積協力金は、機構の借受農地に隣接する農地を機構に貸し付けた耕作者^{※11}が交付対象者になります。しかし、受け手として機構から貸し付けを受ける者がそれまでの耕作者と同一である場合は、耕作者集積協力金の対象とはなりません。

地域集積協力金

地域集積協力金は、地域に対して交付されます。Q&A^{※12}によると、地域という場合に組織化は不要であるが、その場合(組織化しない場合)は協力金を受けとる者が誰かを定める必要があるとしています。また、個人へ直接配分することも可能だとしています。

【表1】地域集積協力金の交付単価 単位:万円/10a

貸付割合	14・15年度	16・17年度	18年度
2割超5割以下	2.0	1.5	1.0
5割超8割以下	2.8	2.1	1.4
8割超	3.6	2.7	1.8

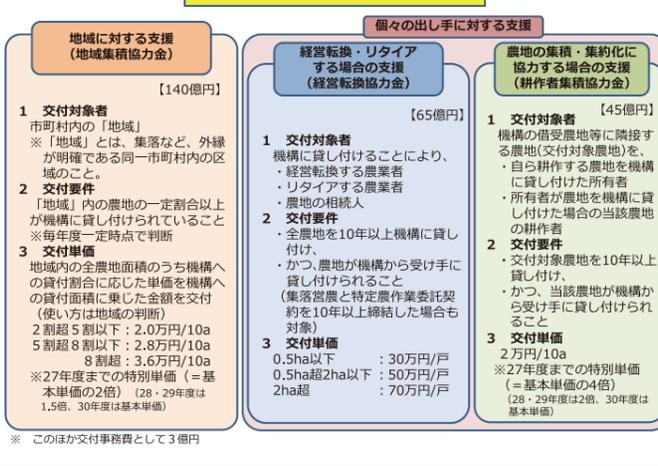
農地集積・集約化の基礎業務への支援
《全額国庫補助》
(1) 農地基本台帳電子地図システムの整備・公表 (110億円)
(2) 耕作放棄地所有者への意思確認等 (28億円)

農地中間管理機構の業務に対する支援(農地中間管理機構事業) [314億円]
(1) 事務費
機構の運営・業務委託に必要な経費(定額補助)
(2) 事業費
① 農地の賃料
② 農地の管理・保全に要する経費(土地改良の負担金を含む)
③ 定率補助と農地集積奨励金の2本立て
農地集積奨励金は、機構における農地の滞留を防止し、担い手への集積・集約化を促進するインセンティブとなるよう貸付率(機構の貸付面積/機構の借受面積)に応じて段階的に増加するスキーム・実質的な国庫負担は、最大で90%(当初3年間は95%)
(3) その他(資金の借入れに対する利子補助)
① 簡易整備費等
② 農地の買入に係る経費

機構への農地の出し手に対する支援(機構集積協力金) [253億円]
《全額国庫補助》
(1) 地域に対する支援 (140億円)
機構にまとまった農地を貸し付ける地域に対する支援(地域集積協力金)
・地域内の農地のうち機構への貸付割合に応じ、地域に交付金を交付
(2) 個々の出し手に対する支援
① 経営転換・リタイアする場合の支援(経営転換協力金) (65億円)
② 農地の集積・集約化に協力する場合の支援(耕作者集積協力金) (45億円)

※ 予算額は25年度補正と26年度当初の合計額

【図2】 農地の出し手に対する支援(機構集積協力金) [予算額253億円(補正153億円/当初100億円)]



※ このほか交付事務費として3億円

の集団化、新規参入の促進等を目的に、中間管理推進法が制定されました。しかし、法律は仕組みを作っただけですので、その仕組みを動かすには財政的裏付けすなわち予算が必要です。以下、予算についてみていきましょう。

中間管理機構関連予算の政策目標は、担い手が利用する農地面積が今後10年間に全農地面積の8割となるように、農地集積を推進することです。この予算は、農林水産省の作成した資料ですが、(図1)にみるように、三つに分かれます。左側の機構への農地の出し手に対する支援(機構集積協力金)については、後で説明します。

真ん中の農地中間管理機構の業務に対する支援(農地中間管理機構事業)は、中間管理機構の運営・業務委託費と事業費が中心です。機構の運用の集約化、新規参入の促進等を目的に、中間管理推進法が制定されました。しかし、法律は仕組みを作っただけですので、その仕組みを動かすには財政的裏付けすなわち予算が必要です。以下、予算についてみていきましょう。

地域集積協力金は、中間管理機構への貸付面積の割合(貸付割合)の段階に応じて交付されます。交付単価は(表1)にみるように、貸付年次が下ると減額されていきます。さらに、地域集積協力金は、農地を機構に貸し付ければよく、経営転換協力金および耕作者協力金のように、その農地が受け手に貸し付けられる必要はありません。加えて、受け手として機構から貸し付けを受ける者がそれまでの耕作者と同一である場合、耕作者集積協力金は交付されませんが、地域集積協力金は交付の対象となります。これは、地域集積協力金の目的が地域の話し合いの促進だからだと説明されています。また、地域集積協力金は、過去に交付された規模拡大交付金をもらったことのある農地についても、重ねてもらうことができます。

予算配分の問題

地域集積協力金は以上のような仕組みになっています。そこで、①地域で担い手も含めて話し合いをして、自作地も含めて可能な限り一旦中間管理機構に貸し出す、②改めて中間管理機構から分散借付をなくすように配分を受ける、③地域集積協力金については地域の出し手全員にその面積に応じて配分することも可能だと考えられます。

しかし、地域集積協力金がこのように交付されていくと、予算額は消化されても、農地の新たな集積はほとんど進まないという事態が進行しかねません。そこで農林水産省は、出し手全員に面積配分するのではなく、基盤整備における自己負担分や、規模拡大に伴う大型機械の導入などに使用するよう指導しているようです。

地域集積協力金を配分する都道府県や市町村の立場からすると、公平の観点から、面積に応じた出し手全員に配分することが、無難な配分方法ということになります。しかし、そうすると予算額

営費には、都道府県の指導監督費も含まれます。農地の賃料は受け手がみつからない場合の賃料です。農地の保全・管理に要する経費も、全部ではありませんが、国庫補助の対象となります。

なお、右側の農地集積・集約化の基礎業務への支援では、農地基本台帳を電子化し、それを地図上で表示して、農地の集積・集約化の業務の円滑化を図ろうとするものです。農地中間管理機構関連予算額は、2013年度補正で400億円、2014年度当初で305億円です。2015年度概算要求は576億円となっています。農地の出し手に対する支援の概要は、これも農林水産省資料ですが、(図2)のとおりです。その予算額は、2013年度補正で153億円、2014年度当初で100億円、2015年

は不足することになります。というのは、地域集積協力金の予算額は140億円です。仮に2014年度における最低の交付単価である2万円/10aを交付したとしても、交付できる面積は7万haにとどまるからです。担い手への農地集積割合80%に達するためには、毎年15万ha必要ということになります。自作地を含めて配分していたら、140億円ではとても足りないのです。

農林水産省は、機会があれば補正予算を組むことを考えるかもしれませんが、しかし、機会はない可能性もありますし、機会があっても補正予算が組めるとは限りません。都道府県や市町村とすれば、「予算の範囲内」^{※13}に配分された地域集積協力金を、その範囲で工夫して配分するしかないようです。

なお、通達^{※14}は、地域集積協力金の使途について、「市町村は、都道府県から交付を受けた本協力金につき、『地域』及び必要に応じ都道府県と協議の上、地域農業の発展を図る観点から、その用途を自ら決めることができます」と規定しています。「地域」には必ず協議しなければなりません。

おわりに

多くの地域において担い手が高齢化し、先の見通しがつかない状況にあります。したがって、いわゆる土地利用作物の栽培を行う地域や農業経営を中心に、農地の大規模化や集団化は進んでいくでしょう。それをさらに加速しようとするのが、中間管理機構関連予算です。しかし、農地の大規模化や集団化は、労働力需要や地域の人口をさらに減少させることにつながる可能性があります。そこで、中間管理事業を活用しながら、農地を大規模化し、集団化する一方で、六次産業化を進めるなど、地域振興策を進める必要があります。

※11. 耕作者が賃借人である場合は、所有者の承諾を得て機構に貸し付け。
 ※12. 今般の施策の見直しに係るQ&A【未定稿】(H26.4.1版) 農地中間管理機構関係
 ※13. 農地集積・集約化対策事業補助金交付要綱(平成26年2月6日付経営第3140号、農林水産事務次官依命通知)
 ※14. 農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付経営第3139号、農林水産事務次官依命通知)

※7. 正確には、※2と同様に、農地貸付信託の引き受けによる所有権および都道府県知事裁定によって取得した遊休農地の利用権を含む。
 ※8. 民法第613条。なお、同条は任意規定と理解されている。
 ※9. 農地法第20条
 ※10. 2013年12月26日開催の農地中間管理機構関連2法 都道府県等向け説明会(第2部)資料(<http://www.gnkaigi.jp/news/140121shiryu01.pdf>:2014.8.30)79ページ以下



HAL 認証農産物による 加工品開発の取り組み

HAL財団が据える中期活動目標のひとつに、国内消費市場の変化に対する対策としてのHAL認証農産物使用商品の調査研究と開発、商品化があります。

HAL認証基準に基づく高品質な農産物の能力を最大限引出し、かつ無駄なく活用するために、これまでに40種類を超える加工品が、食品加工事業者様や流通小売り事業者様との連携によって消費者のニーズに基づいて商品化され、店頭などで販売されております。

また、輸出についても検討を行い、成長市場として期待できる東アジアならびに東南アジアへの展開を念頭においた活動を進めています。

安定的な農産物の需要を確保し、さらには拡大させるため、これからも産地、加工、小売の強みを持ち寄り、三位一体となった活動が期待されます。

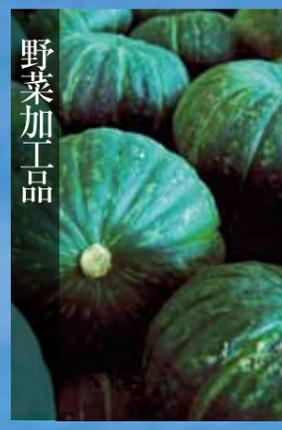


平成24年度大豆の食品用需要量は約93万トンで、そのうち国産大豆の需要量は約23万トンとなっております。油脂用大豆の100%が輸入大豆で占められているなか、食用大豆では、遺伝子組み換えではなく安心で安全な食品を求める消費者のニーズが強くあります。食用大豆は、日本の伝統食品として多くの家庭になじみの深い豆腐や納豆、煮豆、みそ、醤油などに加工利用されています。昔から食べられてきたこれらの食品を、これからも美味しく安心して食べていきたいというニーズに対応できる商品として、納豆製造業者様を中心に商品開発が行われ、現在、20種類を超える商品が販売されています。

このほかにも、伝統的に醤油製造が盛んな小豆島で醸造を行う醸造蔵様にご協力いただき、黒大豆「いわいくろ」と小麦「春よ恋」を原料に、杉樽を使った長期天然熟成の黒大豆醤油の商品化も行っています。



産地では、HAL認証基準に基づいた減農薬減化学肥料での栽培が行われ、出荷調整についても高機能なクリーナーを導入するなど、加工適性の低下を招く外皮へのダメージや温度管理などに細心の注意を払っています。



これまでHAL流通研究センターで選別された規格外品のうち、機能性や



平成26年度の食糧用小麦の需給の見通しは、国内産が77万トンで外国産が493万トン。パンや麺類、菓子などの用途に用いられ、パン用に約40%、麺用に約33%が使用されています。用途は品種の特性によって制限され、国産小麦は長い間、日本向けに使用される中間質小麦が栽培されてきました。しかし「ハルユタカ」などのタンパク質含量の高い硬質小麦が育種されてからは、少しずつですが、パン用や中華麺にも国産小麦が使われるようになってきています。

国産小麦は、ポストハーベストに対する危険などから国産品を求める消費者の声や、輸入小麦の高騰により価格の内外差が小さくなったことで、需要が大きくなってきています。けれども品種指定などによる多様な需要に応えるには、産地、製粉業を含め



安全性、美味しさなど品質的に劣らないものを利用し、冷凍、カット加工することで未利用廃棄物の減少と付加価値の向上を果たしてきました。



カボチャ加工は平成20年度産から取り組みを開始し、大きすぎるサイズや表面の小さな傷、ヘタが取れているといった理由で青果としては規格外とされたものを、カット加工することで商品化。冷凍カットカボチャについては加工用品種の導入を行っています。

カボチャ以外にも、地域独特のニーズに応じて冷凍カット商品の開発を行い、ゴボウやアスパラなどについても商品化を行っています。ゴボウはあく抜きや褐変防止の技術をもつ加工事業者様の協力で商品化され、東海地方を中心に販売されて好評を得ています。また、カットゴボウの実績から、ゴボウを使ったメンチカツが開発され、加工品の種類にも広がりを見せています。

た一体的な協力が体制が必要となります。



現在、HAL財団では、特別栽培小麦として、中間質品種の「きたほなみ」、硬質品種の「ゆめちから」「キタノカオリ」は「きりり」の取り扱いを行っています。HAL認証基準に基づいて小麦生産を行う『十勝はる麦の会』では、全道に先駆けて特別栽培による小麦生産を手掛けてきました。独自の調製施設を持つことで生産流通が可能となった特別栽培小麦は、国産小麦のなかでも付加価値が高く、差別化ができるとして、うどんやラーメン、麺皮などが開発されています。また、これまで不可能とされてきたスパゲッティの開発にも挑戦。超硬質小麦「ゆめちから」を100%使うことで製品化にこぎつけ、日本初となる国産小麦100%スパゲッティとして販売されています。

また、中華麺適性の高い品種需要に基づき、昨年より新品種「つるぎち」を導入。その栽培技術の掌握を進めており、この小麦を原材料とした新商品の開発も期待されます。

輸出の展望

これまでHAL財団では、共販ネットワークでの取り組みを通じて、農産品および加工品の輸出について検討を行ってまいりました。台湾、香港といった既存の市場に加え、成長著しいその他の東南アジアについても有望な市場となり得ることが期待されています。

東南アジアはイスラム圏に属する市場が大きく、輸出に際しては「ハラール(不浄でない)」であることが求められています。1975年、マレーシア政府が同国内のイスラム教徒の安全性を守るため、世界に先駆けて「ハラール条項」を設定。食料品の流通に対して認証ガイドラインに準拠することを求めました。現在、インドネシアやタイといった国々でも「ハラール認証制度」が設けられ、各国が自国のハラール基準を世界基準にすべく綱引きが繰り広げられています。今後の「ハラール認証商品」の市場拡大の動きに対応するには、各国の認証基準について整理を行い、求められる認証基準をクリアしていかなければなりません。そのために対応策としてHAL財団では、加工事業者様や流通小売事業者様との連携により「HALハラール研究会」を立ち上げました。共通のハラール情報交換の場を持ち、それぞれの業界の機能を連携・組織化を通じて、認証や認証基準に基づいた商品の製造、販売などの共同事業を行ってまいります。

The Fellowship

member's interview

Vol.34

農業経営モデル紹介 森浦農場・株式会社アグリD・S森浦(芽室町)



第9回HAL農業賞 優秀賞受賞
森浦農場・株式会社アグリD・S森浦
代表取締役 森浦 政明氏



畑作地帯として恵まれた条件を備えている十勝平野。森浦農場のある芽室町の伏古高台は、乾性火山灰土(褐色火山灰性土)の土壌であることからジャガイモ栽培に適しており、全国有数の産地となっています。JA系統にゆだねる販売であっても良好な経営が成り立つエリアでありながら、農場の4代目である森浦政明氏は「消費者に農業を知ってもらいたい」との思いで直売を開始。その後、雪室貯蔵によるジャガイモの通年供給体制を確立したことなどから多くの顧客を獲得し、平成21年には販売会社アグリD・S森浦を設立しました。現在では町内の協力農家やJAからも仕入れて販売を行っています。

時代に先駆けて直売を実施 雪室貯蔵でジャガイモを通年供給

時代を見据えた
農業経営。
その始まりは。

私は浦幌町の酪農家の三男として
まれ、結婚を機に森浦家に入り、農場
経営を引き継ぎました。昭和44年、
26歳のときです。当時は農業機械・化
学肥料があまり出まわっておらず、芽
室エリアでは農耕馬を使つての豆作
が中心でした。しかし豆は連作障害
が出ていたため、私は思いついて経営
を酪農中心に転換。一方で糞で堆肥
を作つては圃場に入れ、地力を養う
よう心がけました。

その後、利益が大きかった肉牛経営
に転換し、アンガスやヘレフォード、F
1を肥育。一時は年間60頭を出荷する
規模で経営をしていました。牛肉の輸
入自由化交渉が始まった昭和63年以
降は「1頭あたりの1日の利益が

HAL認証農産物 産地間交流会の開催

平成26年7月16日・17日ならびに8月4日・5日、HAL認証農産物生産者の技術向上と情報交換、交流を目的とした産地間交流会が、倶知安町と富良野市、新篠津村等で開催されました。

今回の交流会は、昨年視察受け入れ先だった芽室町と北見市の生産者を中心となつて、倶知安町、富良野市などを訪問する形で実施され、倶知安町ではジャガイモについて、富良野市等ではタマネギを中心に視察が行われました。

今年は今までの雨が少なく、作況についての情報交換が集中的に行われました。倶知安町では記録的な干ばつに見舞われたこともあり、ジャガイモの肥大不足や生理障害による黒色心腐を心配する声も聞かれました。富良野



市では、タマネギのかん水回数や方法などについて、産地によって異なる工夫点について話し合われていました。また、新篠津村では、タマネギの強制乾燥による早期出荷の取り組みを視察しました。

今年の産地間交流会は、気候が不安定で異常気象が常態化する中で、これまでとは違った農業生産技術が必要であること、市場のニーズを捉えつつ経営の安定性・優位性を確保していく必要性などを改めて考える機会となりました。



From 北海道農業法人協会

北海道農業法人協会 7月~9月の主な活動

- 7月3日 第1回役員会(札幌)
- 17日 第7回のぶし経営塾「農林水産物・食品輸出セミナー」(札幌)
- 24日 第8回のぶし経営塾「労働契約法と就業規則」(北斗)
- 8月7日 第3回三役会議(名寄)
- 9月3日 第2回役員会(札幌)
- 4・5日 秋田県農業法人協会設立20周年記念北海道・東北農業法人WEEK 2014inあきた(秋田)
- 9日 酪農生産原価基準研究会(札幌)
- 20日 新・農業人フェア(東京)

平成26年9月4日・5日、ホテルメトロポリタン秋田において、秋田県農業法人協会設立20周年記念の「北海道・東北農業法人WEEK 2014 in あきた」が開催されました。



北海道・東北農業法人協会設立20周年記念 WEEK 2014 in あきた

秋田県農業法人協会設立20周年記念
北海道・東北農業法人
WEEK 2014 in あきた



※フェロウシップ(fellowship)とは仲間である事、友情、協力などを意味する言葉。HAL財団では北海道農業に携わる方々とのフェロウシップを大切に、それぞれの経験や事例を共有・意見交換することで、北海道農業の発展に貢献したいと考えています。

2日目は現地研修が行われ、1日目で実践報告があった(農)種沢ファームと秋田県農業試験場を訪れそれぞれの取り組み状況を視察しました。



たつて担当所員の尽力があったこと、各関係機関の協力について紹介されました。第2部として行われたフォーラムでは、(公)社日

The Fellowship

member's interview

Vol.34



「100円を切ったら辞める」と決めて、畑作との複合経営で状況を見、平成5年頃、肉牛から撤退しました。

このように時代の流れに対応した農業経営ができたのは、北海道農業学園制度の一期生として学び、農業士としての認定を受けていたことが大きいと思います。

北海道農業学園制度は、経営実践力を持つ自立した農家をつくるために北海道が行った研修教育で、現在の認定農業士制度に受け継がれています。スタート直後ということで、私が学んだときは当代一流の講師陣が、マンツーマンで指導してくれました。最先端の農業技術や農業機械操作から簿記までを学んでいたのが、農場経営を引き継いだときには「潰してはならない」というプレッシャーもありましたが「一流の技術・知識を学んだのだ」という自負もあり、自信を持って経営に当たられました。実際、柔軟に経営を転換できたのは、しっかりと生育やコストの記録をつけ、項目ごとの利益計算をしてきたからだと思っています。

直接販売の開始、消費者を意識するようになったのは。

牛肉の輸入自由化以降、肉牛経営を小さくしていく一方で、畑作や野菜などの経営を大きくしていききました。一時はキャベツが好調で、専用機械がない中で独自の工夫をし、5haを作付していたこともあり、また、「肌の白いきれいなメークインが採れる」と芽室一帯がジャガイモ産地として有名になってきたため、森浦農産でも作付を増やしていきました。

直接販売するようになったのは平成5年頃、グリーンツーリズム推進の一環として東京で行われた直売会への参加がきっかけです。この会に参加したことで、「消費者に農業の現状を知ってもらうためにも、直売は大切だ」と実感。現在、利幅は薄くとも1kg単位での個人注文にも対応しているのは、この考えがあるからです。以降、関東の組織やレストランへの販売が少しずつ始まりましたが、大きな転換となったのが、平成14年、ある外資系レストランとの取り引きが始まったことです。その店では、ステー

通年販売の開始と、地域との連携について。

雪室貯蔵は、日本で昔から伝わる氷室に発想を得た取り組みです。平成元年頃から簡易的な試験を行い、



平成7年に施設を完成、ジャガイモの通年出荷を始めました。これはやはり、直接販売を行っていく上では大きなメリットになりましたね。特に飲食業からは、年間を通して、安定して出荷することが求められますから。一方で、雪室でひと冬寝かせたジャガイモはでんぷんの糖化が進み、甘みが強くおいしいとして、顧客からの評価も高くなりました。



ジャガイモで300〜400トン、11種類。森浦農場の生産量では追いつかず、地域の協力農家やJAから仕入れての販売も行っています。JAとは常に良好な関係を保ってきました。私が直接販売を始めた頃の組合長は、ホクレンの会長を務めた方。「森浦さんが売る分ぐらいいたいした量じゃない、自立した経営は大いに結構、どんどん売りたい」という器量の大きな方でした。ですがこの地域は大規模化・機械化が進んで合理的経営ができており、国の支援も厚いことから、直接販売はせずにJAに出荷している人が多いですね。

私としては、今後も安定した販売先を探していきたいと考えています。日本の自給率を考えたら、まだまだ

国内に販路はある。TPP問題もありますが、大切なのは人と人の繋がりが。親密な繋がりがあれば、安心・安全なものを作っている限り、販売先に困ることはないと思っています。ただし、その繋がりをつくるのには時間がかかります。例えば、あるホテルではうちのジャガイモ・ニンジン・タマネギでのギフトセットを扱ってくれていますが、ホテルの「主人」にうちのジャガイモを4〜5年食べていただいていたからの取り扱いでした。農業における土づくりと同じ、人との繋がりもじっくり育てていくことが大切だと感じています。

人脈づくり、情報収集に関しては、私は指導農業士でもあるので、指導農業士会のネットワークや研修制度が大いに役に立ちました。森浦農場の経営と農業生産については息子に譲って10年以上になります。孫が大学を卒業して戻ってきたら、アグリD・S森浦の出荷現場も息子に任せ、私は培ってきた人脈を最大限に活かし、営業活動に力を入れたいと思っています。



DATA

森浦農場
所在地／北海道河西郡芽室町坂の上7-2-5
構成員／4名(季節雇用4名)
経営面積／37ha(ジャガイモ、小麦、ビート、豆類、カボチャ、タマネギ、長イモ、枝豆、キャベツ、スイートコーン、ニンジン等)

株式会社アグリD・S森浦
所在地／北海道河西郡芽室町坂の上7-2-5
設立／平成21年
資本金／200万円
売上高／6000万円(平成25年度)
構成員／1名(季節雇用8名)
業務内容／ジャガイモ、長イモ、タマネギ、ニンジン、豆類の販売